



登場  
ページ

## 今週の専門用語

05

ページ

### 📖 事後処理（行政指導・調査）

「調査」に該当しない行為（調査手続通達1-2）となる申告書に計算誤り・記載漏れ等がある場合の自発的な見直し要請（確認依頼）・修正申告書の提出要請、添付書類の未提出者に対する提出要請等を個人課税部門では「事後処理（行政指導）」として実施している。一方、事後処理（調査）は、行政指導による自発的な見直しが行われない場合に実施するもの。更正決定等を目的とする実地調査以外の調査として、修正申告等の勧奨、添付書類の提出督促などが行われる。

11

ページ

### 📖 組合契約（の評価）

本件では、被相続人名義の登記がされた本件米国不動産を被相続人の所有であったものとして相続税の更正処分を受けているが、控訴人（納税者）らは、「本件被相続人の本件米国不動産に係る相続財産は、本件被相続人が死亡によって本件組合から脱退したことに基づく本件組合に対する本件被相続人の持分払戻請求権として観念される。」として、この持分払戻請求権の評価を行った。具体的には、個々の米国不動産の評価額に控訴人らの主張する持分割合を乗じたものの合計額から算出されている。

12

ページ

### 📖 利用価値が著しく低下している宅地の評価

①付近にある宅地に比べて著しく高低差のある宅地、②地盤に甚だしい凹凸のある宅地、③震動の甚だしい宅地、④①～③以外の宅地で、騒音、日照障害、臭気、忌み等により、その取引金額に影響を受けると認められる場合には、その宅地についての利用価値が低下していないものとして評価した場合の価額から、利用価値が低下していると認められる部分の面積に対応する価額に10%を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価できるとされている（国税庁タックスアンサー No.4617参照）。

From  
編集室

◆令和2年も残りわずか。本誌も年内最終号となった。コロナ禍の中、無事に週刊誌を発刊し続けられたことへの感謝と安堵の念に堪えない。◆それにしても想定外の1年であった。オリンピックが延期になったことをはじめ、リモートワークの普及によって満員だった通勤電車はいまだに空席が目立つ。◆巨額の財政出動とともに、令和3年度税制改正でもコロナ禍に対応した優遇措置が多数盛り込まれたが、東日本大震災後の復興特別所得税のように、いずれその穴埋めをするための増税が検討されることになるかもしれない。将来に禍根を残さないためにも、コロナ禍が収束する新年となることを心より祈る。（SP）

週刊T&Amaster 第864号

2020年12月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい